登録番号	法人の名称	変更前の養成業務を開始する年月日	変更後の養成業務を開始する年月日	変更の日
C〇二四一三一三	学校法人江副学園	令和七年六月一日	令和八年十月一日	令和八年四月三十日

〇文部科学省告示第八十五号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第四十七条第一項の規定により、同法第四十五条第一項に規定する登録実践研修機関である学校法人江副学園について、その研修事務を開始する年月日を次のように変更する旨の届出があったので、同法第四十七条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年四月三十日

文部科学大臣　松本　洋平

登録番号	法人の名称	変更前の研修事務を開始する年月日	変更後の研修事務を開始する年月日	変更の日
B〇二四一三二一	学校法人江副学園	令和七年六月一日	令和十年一月一日	令和八年四月三十日

〇文部科学省告示第八十六号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第五十七条第一項の規定により、同法第四十五条第一項に規定する登録実践研修機関である学校法人瀧澤学園について、登録実践研修機関の研修事務の廃止を許可したので、同法第五十七条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年四月三十日

文部科学大臣　松本　洋平

登録番号	法人の名称	法人の主たる事務所の所在地	研修事務を行う主たる事務所の名称	研修事務を行う主たる事務所の所在地	研修事務を廃止する日
B〇二四一二〇二	学校法人瀧澤学園	千葉県千葉市若葉区西都賀一丁目一一番一一号	千葉モードビジネス専門学校	千葉県千葉市若葉区西都賀三丁目六番二四号	令和八年四月三十日

〇国土交通省告示第五百九十六号

福島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　福島県　福島県福島市杉妻町二番十六号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　福島空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　福島空港内及びその周辺　福島県石川郡玉川村

四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年五月十四日

五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
滑走路警戒灯	発光ダイオード、航空黄の明滅光、毎分四十八明滅	実効光度千カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路の両外側
（略）			

変更前			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
滑走路警戒灯	白熱電灯、航空黄の明滅光、毎分四十八明滅	実効光度千カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路の両外側
（略）			